

※ 処理事項	整理番号	事務所	区分	法人番号	申告区分
--------	------	-----	----	------	------

受付印

平成 年 月 日  
山口県 県税事務所長 殿

この申告の基礎となる年度の修正・再修正による。  
申告年月日 年 月 日

所在地 (本県が支店等の場合は本店所在地と併記) (ふりがな)	従前の事業種目	資本金の額 又は出資金の額
解散法人名 (ふりがな)	資本金等の額	
清算人 自署押印	経理責任者 自署押印	

平成 年 月 日から平成 年 月 日までの事業年度分の 道府県民税の 申告書

事業税

摘要	課税標準	税率(1/100)	税額	備考	金額
所得金額総額 ③②	兆 十億 百万 千 円			(使途秘匿金税額等) ①	
年400万円以下の金額 ③③	0.00	0.00	0.00	法人税法の規定によって計算した法人税額 ②	
年400万円を超え年800万円以下の金額 ③④	0.00	0.00	0.00	法人税法第68条(同法第144条を含む)の規定による所得税額の控除額 ③	
年800万円を超える金額 ③⑤	0.00	0.00	0.00	法人税法第69条の規定による外国法人税額の控除額 ④	
計 ③③ + ③④ + ③⑤ ③⑥	0.00	0.00	0.00	当期中の残余財産の一部の分配又は引渡しの際のうち清算所得に相当する部分の金額に係る法人税相当額 ⑤	
軽減税率不適用法人の金額 ③⑦	0.00	0.00	0.00	還付法人税額等の控除額 ⑥	0.00
付加価値額総額 ③⑧				課税標準となる法人税額 ⑦	0.00
付加価値額 ③⑨	0.00	0.00	0.00	2以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人における課税標準となる法人税額 ⑧	0.00
収入金額総額 ④⑩				外国の法人税等の額の控除額 ⑨	
収入金額 ④⑪	0.00	0.00	0.00	利子割額の控除額(控除した金額) ⑩	
合計事業税額 ③⑥ + ③⑨ + ④⑪ 又は ③⑦ + ③⑨ + ④⑪ ④②			0.00	差引法人税割額 ⑪	0.00
既に納付の確定した当期分の事業税額 ④③			0.00	既に納付の確定した当期分の法人税割額 ⑫	0.00
既に納付の確定した当期分の残余財産の一部の分配又は引渡しに係る事業税額 ④④			0.00	当期中の残余財産の一部の分配又は引渡しの際のうち清算所得に相当する部分の金額に係る法人税相当額 ⑬	0.00
この申告により納付すべき事業税額 ④② - ④③ - ④④ ④⑤			0.00	⑬ × 1/100 ⑭	0.00
④⑤の内訳				この申告により納付すべき法人税割額 ⑮	0.00
所得割 ④⑥	兆 十億 百万 千 円 0.00		0.00	算定期間において均事務所等を有していた月数 ⑯	月
収入割 ④⑧	0.00		0.00	円 × 1/12 ⑰	兆 十億 百万 千 円 0.00

地方法人特別税

摘要	課税標準	税率(1/100)	税額	備考	金額
⑤①の内訳				既に納付の確定した当期分の均等割額 ⑱	0.00
所得割に係る地方法人特別税額 ⑤②	兆 十億 百万 千 円 0.00		0.00	この申告により納付すべき均等割額 ⑲	0.00
収入割に係る地方法人特別税額 ⑤③	0.00		0.00	この申告により納付すべき道府県民税額 ⑳	0.00
合計地方法人特別税額 (⑤② + ⑤③) ⑤④			0.00	特別区分の課税標準額 ㉑	0.00
既に納付の確定した当期分の地方法人特別税額 ⑤⑤			0.00	東京部⑧の申告する 同上的対する税額 ㉒	0.00
既に納付の確定した当期分の残余財産の一部の分配又は引渡しに係る地方法人特別税額 ⑤⑥			0.00	市町村分の課税標準額 ㉓	0.00
この申告により納付すべき地方法人特別税額 ⑤④ - ⑤⑤ - ⑤⑥ ⑤⑦			0.00	東京部⑧の申告する 同上的対する税額 ㉔	0.00
所得金額 (法人税の明細書(別表4)の(35)) ⑤⑧	兆 十億 百万 千 円			⑬のうち特別区分 ㉕	0.00
損金の額に算入した所得税額 ⑤⑨				東京部⑧の申告する 同上的対する税額 ㉖	0.00
外国の事業に帰属する所得以外の所得に対して課された外国法人税額 ⑤⑩				⑬のうち市町村分 ㉗	0.00
仮計 ⑤⑧ + ⑤⑨ - ⑤⑩ ⑤⑪				東京部⑧の申告する 同上的対する税額 ㉘	0.00
繰越欠損金額等又は災害損失金額の当期控除額 ⑤⑫				利子割額の計算 ㉙	兆 十億 百万 千 円
債務免除等があった場合の欠損金額等の当期控除額 ⑤⑬				利子割額(控除されるべき額) ㉚	
所得金額差引計 ⑤⑪ - ⑤⑫ - ⑤⑬ ⑤⑭				控除した金額 ㉛	
法第15条の4の徴収猶予を受けようとする税額 ⑤⑮				控除することができなかった金額 ㉜	

当期において残余財産の一部の分配又は引渡しをした日 平成 年 月 日 法人税の申告書の種類 青色・その他

備考 関与税理士 署名押印

※ 処理事項	整理番号	事務所	区分	法人番号	申告区分
--------	------	-----	----	------	------

受付印

平成 年 月 日  
山口県 県税事務所長 殿

※ 処理事項  
この申告の基礎  
法人税の平成 年 月 日  
の修正決定による。  
申告年月日  
年 月 日

所在地 <small>(本県が支店等の場合は本店所在地と併記)</small> (ふりがな)	従前の事業種目	兆 十億 百万 千 円
解散法人名 (ふりがな)	資本金の額 又は出資金の額	(兆 十億 百万 千 円)
清算人 自署押印	資本金等の額	
	経理責任者 自署押印	

平成 年 月 日から平成 年 月 日までの事業年度分の 道府県民税の 申告書 ※

事業税

摘要	課税標準	税率(100)	税額	備考	道府県民税
所得金額総額 ③②	兆 十億 百万 千 円			(使途秘匿金額等) 法人税法の規定によって計算した法人税額	①
年400万円以下の金額 ③③	0.00		0.00	法人税法第68条(同法第144条を含む)の規定による所得税額の控除額	②
年400万円を超え年800万円以下の金額 ③④	0.00		0.00	法人税法第69条の規定による外国法人税の額の控除額	③
年800万円を超える金額 ③⑤	0.00		0.00	当期中の残余財産の一部の分配又は引渡しの際のうち清算所得に相当する部分の金額に係る法人税相当額	④
計 ③③ + ③④ + ③⑤ ③⑥	0.00		0.00	還付法人税額等の控除額	⑤
軽減税率不適用法人の金額 ③⑦	0.00		0.00	課税標準となる法人税額 ① + ② + ③ + ④ - ⑤	⑥
付加価値額総額 ③⑧				2以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人における課税標準となる法人税額	⑦
付加価値額 ③⑨	0.00		0.00	法人税割額(⑥又は⑦×100/100)	⑧
収入金額総額 ④①				外国の法人税等の額の控除額	⑨
収入金額 ④②	0.00		0.00	利子割額の控除額(控除した金額⑩)	⑩
合計事業税額 ③⑥ + ③⑨ + ④② 又は ③⑦ + ③⑨ + ④② ④③			0.00	差引法人税割額 ⑧ - ⑨ - ⑩	⑪
既に納付の確定した当期分の事業税額 ④④			0.00	既に納付の確定した当期分の法人税割額	⑫
既に納付の確定した当期分の残余財産の一部の分配又は引渡しに係る事業税額 ④⑤			0.00	当期中の残余財産の一部の分配又は引渡しの際のうち清算所得に相当する部分の金額に係る法人税相当額	⑬
この申告により納付すべき事業税額 ④③ - ④④ - ④⑤ ④⑥			0.00	⑬ × 100	⑭
④⑤の内訳				この申告により納付すべき法人税割額 ⑪ - ⑫ - ⑬	⑮
所得割 ④⑥	兆 十億 百万 千 円	0.00	0.00	算定期間中において均事務所等を有していた月数	⑯
収入割 ④⑦	0.00		0.00	円 × 100/12	⑰

地方法人特別税

摘要	課税標準	税率(100)	税額	備考	道府県民税
⑤①の内訳				既に納付の確定した当期分の均等割額	⑱
所得割に係る地方法人特別税額 ⑤②	兆 十億 百万 千 円	0.00	0.00	この申告により納付すべき均等割額(⑰ - ⑱)	⑲
収入割に係る地方法人特別税額 ⑤③	0.00		0.00	この申告により納付すべき道府県民税額(⑮ + ⑲)	⑳
合計地方法人特別税額 (⑤② + ⑤③) ⑤④			0.00	特別区分の課税標準額	㉑
既に納付の確定した当期分の地方法人特別税額 ⑤⑤			0.00	同上に対する税額 ⑲ × 100	㉒
既に納付の確定した当期分の残余財産の一部の分配又は引渡しに係る地方法人特別税額 ⑤⑥			0.00	市町村分の課税標準額	㉓
この申告により納付すべき地方法人特別税額 ⑤④ - ⑤⑤ - ⑤⑥ ⑤⑦			0.00	同上に対する税額 ⑲ × 100	㉔
所得金額(法人税の明細書(別表4)の(35)) ⑤⑧	兆 十億 百万 千 円			⑬のうち特別区分	㉕
損金の額に算入した所得税額 ⑤⑨				同上に対する税額 ⑲ × 100	㉖
外国の事業に帰属する所得以外の所得に対して課された外国法人税額 ⑤⑩				⑬のうち市町村分	㉗
仮計 ⑤⑧ + ⑤⑨ - ⑤⑩ ⑤⑪				同上に対する税額 ⑲ × 100	㉘
繰越欠損金額等又は災害損失金額の当期控除額 ⑤⑫				利子割額の控除	㉙
債務免除等があった場合の欠損金額等の当期控除額 ⑤⑬				利子割額(控除されるべき額)	㉚
所得金額差引計 ⑤⑪ - ⑤⑫ - ⑤⑬ ⑤⑭				控除した額(⑧ - ⑨)のうち少ない額	㉛
法第15条の4の徴収猶予を受けようとする税額 ⑤⑮				控除することができなかった金額(⑲ - ⑳)	㉜
当期において残余財産の一部の分配又は引渡しをした日 平成 年 月 日	法人税の申告書の種類	青色・その他		関与税理士署名押印	